

令和6年9月2日

1年生保護者各位

駒澤大学高等学校

校長 貫井 洋

ICT 端末の購入負担軽減について

初秋を迎え、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

本校では、東京都私学財団が実施する私立高等学校新入生端末整備費助成事業を活用することにより、今年度購入した ICT 端末費用について、その一部が補助されます。

負担軽減の詳細については下記の通りになります。また裏面に負担軽減の基準を記載しましたので合わせてご覧下さい。

1、助成金（基本額）について

対象者：全員

軽減方法：購入費用の一部を学費引落口座に返金致します。

金額：60,000 円

返金予定日：令和7年1月頃

基本額については保護者の手続きは必要ございません。

2、助成金（加算額）について

年収約 350 万円未満の世帯及び多子世帯へは追加の助成があります。(下記①②の助成を同時に受けることはできません。)

① 年収約 350 万円未満の世帯（保護者全員の合算）※1	3 万円を加算
② 多子世帯（23 歳未満(※2)の扶養する子が 3 人以上の世帯)	1.5 万円を加算

※1 生活保護受給世帯・保護者全員が住民税非課税の世帯・都道府県民税所得割及び区市町村税所得割の合計額が保護者全員合算額で 85,500 円未満の世帯（**税源移譲がある場合は税源移譲前税額とする**）

※2 平成 13 年（2001 年）1 月 2 日以降生まれ

加算額の助成を希望される場合は申請書類等を本校まで提出する必要があります。

申請書類は本校HPよりダウンロードして頂き、必要事項を記入し確認書類と一緒に事務室までご提出下さい。

事務室：学費、助成金について https://www.komazawa.net/student/office/expense_grant/

申請期間 令和6年9月2日（月）～10月31日（木）

（事務室窓口持参のみ受付（生徒持参可）。平日 9-16 時・土曜 9-13 時）

駒澤大学高等学校 端末購入費等負担軽減について

- 1、東京都私学財団が実施する私立高等学校新入生端末整備費助成事業（以下、「助成事業」という）を活用して、新入生（一年生）の学習用機器の購入費用に対して一定の負担軽減を行う場合について、必要な事項を以下に定める。
- 2、本基準は助成事業に準ずる。また助成事業が停止もしくは廃止となった場合は負担軽減を行わないものとする。
 - (ア)対象生徒
 - ① 新入生かつ1年生
 - (イ)対象機器
 - ① 学校における学習等で利用を主な目的とした機器で助成事業の助成対象となるもの
 - (ウ)負担軽減等（基本分）の額
 - ① 助成対象費用の内から生徒（保護者）負担額3万円を除いた額。但し負担軽減等（基本分）の上限額は6万円までとする。
 - (エ)追加的な負担軽減等（加算分）の額
 - ① 所得が一定基準を下回る世帯（世帯収入が約350万円未満）は生徒一人当たり3万円の負担を軽減。
 - ② 多子世帯（23歳未満の扶養する子が3人以上）は生徒一人当たり1.5万円の負担を軽減。
 - ③ ①・②両方同時の軽減は出来ない
- 3、申請手続
 - (ア)負担軽減等（基本分）については必要なし
 - (イ)追加的な負担軽減等（加算分）について
 - ① 希望する生徒は、所定の申請様式に必要事項を記入し、かつ、本校が別途定める書類を添付の上、学校が指定する期日までに提出しなければならない。
- 4、本校は申請に対して適正な審査を行った上で、学校の指定する方法により負担軽減等を遅滞なく実施する。
- 5、生徒又は保護者が提出した申請書等に虚偽又は過失があると認められる場合、学校は負担軽減等の決定を取り消すことができる。また決定を取り消したとき既に負担軽減等を行っている場合、学校は生徒（保護者）に対して、当該給付金の返還を求めることができる。